

対内直投審査に追加を予定する業種（経済産業省分） ※全てコア業種※1・特定取得の対象※2

特定重要物資	追加業種（告示案）
抗菌性物質製剤	追加せず
半導体素子及び集積回路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 半導体素子製造業（光電変換素子製造業を除く） ○ 半導体製造装置製造業 ○ 電子回路基板製造業 ○ 製造業－半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材 ○ 圧縮ガス・液化ガス製造業（ただし、半導体製造用のヘリウム・希ガスの製造業に限る） ○ その他の無機化学工業製品製造業（ただし、半導体製造用のりん化合物・ふっ化水素酸の製造業に限る）
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ○ 蓄電池製造業（車載用（駆動用の用途に限る）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。） ○ 製造業－車載用（駆動用の用途に限る）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置
永久磁石	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の電気機械器具製造業（電動機、発電機、武器及び医療用機械器具に用いる永久磁石製造業に限る） ○ 製造業－武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造に使用するために特に設計した素材
金属鋳物及び金属鋳産物	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の非鉄金属第1次製錬・精製業（JOGMECの備蓄対象鋳種に限る） ○ その他非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）（JOGMECの備蓄対象鋳種に限る） ○ 重要金属鋳物に関する「0519その他の金属鋳業」等の対象に「リン鋳」を加える（備蓄対象鋳種の追加に伴う修正）
工作機械・産業用ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属工作機械製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械の製造業に限る） ○ ロボット製造業（主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造業に限る） ○ 配電盤・電力制御装置製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される数値制御装置又はプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る） ○ 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるサーボ機構の製造業に限る） ○ 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される減速機の製造業に限る）
航空機の部品	追加せず
クラウドプログラム	追加せず
天然ガス	追加せず ※ただし、以下の既指定業種についてコア業種・特定取得の対象に追加。 「0531原油鋳業」、「0532天然ガス鋳業」、「1771石油精製業」、「5331石油卸売業（天然ガス卸売業に限る）」、 「4711倉庫業（石油備蓄業に限る）」、「4721冷蔵倉庫業（石油備蓄業に限る）」
物資名	特定重要物資に指定されていないものの、「国の安全」の観点から重要な業種
金属3Dプリンタ（金属積層造形装置）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業（金属の積層造形用の装置の製造業に限る） ○ 他に分類されない鉄鋼業（金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金に限る） ○ 他に分類されない非鉄金属製造業（金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金に限る）
無人航空機（ドローン）	追加せず ※航空機に無人航空機を含むことを明確化。 業種告示別表第一「一 ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることができない航空機であって、大きさや重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの）を含む）」

※1 コア業種：事前届出免除が原則利用できない業種。 ※2 特定取得の対象業種：外国投資家の間で行われる非上場企業の株の売買時に事前届出が必要となる業種。